

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年9月26日

新潟県病院事業管理者 若月 道 秀

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条（略）</p> <p><u>（支出命令者等の印影の届出）</u></p> <p><u>第7条の2 支出命令者及び当該支出命令者を直接補佐する職にある者は、支出を命令する書類に押印する印鑑の印影を、あらかじめ、企業出納員に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 企業出納員は、前項の届出のあつた印鑑を押印した書類による支出命令によらなければ支払をしてはならない。</u></p>	<p>第7条（略）</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。